

児童福祉法第34条の15第4項の規定による家庭的保育事業等の認可に係る意見聴取
 子ども・子育て支援法第43条第3項の規定による利用定員にかかる意見聴取

事業名	地域型保育事業(家庭的保育事業)				
設置者	学校法人近江聖書学園				
施設の設置場所	甲賀市水口町本綾野3番23号 近江鉄道水口駅・水口石橋駅から徒歩12分				
施設の名称	学校法人近江聖書学園水口幼稚園にじ				
利用定員	(単位:人)				
		0歳	1歳	2歳	計
	利用定員	2	1	2	5
施設構造等	鉄骨造1階建 非耐火構造 170.35㎡ うち保育室66.06㎡ 平成10年12月21日付 滋H10検建滋賀001003号検査済 市街化区域 工業地域				
応募動機	本来、子どもは保護者のもとで育つことが望ましいという考えをもっていますが、昨今の子育て環境を考えると、どうしても幼いころから保護者と離れて過ごす傾向にあります。2015年度に開所しました、家庭的保育事業所「ひだまり」も順調に保育と経営が進み、ここ数年は、定員以上の申込みをいただいています。やむなく保護者と離れて過ごすお子さんが多いなら、長年の実績のある近江聖書学園水口幼稚園として数人からでも、0・1・2歳児のお子さんを受け入れたいと決意し、応募いたしました。				
保育方針	<ul style="list-style-type: none"> ・キリスト教の理念に基づく人間形成を目標とする保育。 ・神様からいただいている生命(賜物)すべてに感謝して、子ども一人ひとりの自発性・創造性を重んじて「自由にのびやかに」「ひとりひとりを大切に」していく保育。 ・神に愛され大人も子どもも「共に生き共に育つ」ことを目標としています。見えるものではなく、見えない人間形成の基礎になるものに気を配り「根っこを育てる教育」「心の教育」に心掛けています 				
設備の状況	家庭的保育事業が使用する建築物面積 66.06㎡				
職員配置	<input type="checkbox"/> 家庭的保育者(保育士)常勤 2名 非常勤 1名 <input type="checkbox"/> 調理員 常勤 兼務1名 計3名				
保育時間	月～土 午前8時30分～午後4時30分(早朝延長保育可)				
事前協議	令和2年11月9日 甲保幼第659号 家庭的保育事業等設置・運営事業者内定				
認可申請	令和2年12月25日届出 ※審査中				